

自殺対策における予防教育への支援者のニーズ ——SOSの出し方教育の在り方に対する一考察

樋口 麻里・森山 花鈴

1. はじめに

自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱は、2007年6月に策定された後、数度の改定を経て2016年7月に新大綱が閣議決定された。この新大綱では、12の重点施策があげられているが、そのうち新たな項目として「SOSの出し方に関する教育の推進」（以下、SOSの出し方教育とする）がある（厚生労働省2017）。新大綱はSOSの出し方教育を「学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育」（厚生労働省2017：5-6）としており、若年層への自殺対策の一環として今後進められる。SOSの出し方教育は、危機に直面する側—すなわち自殺を企図する者—に、より能動的に助けを求める態度を要請するものである。

その後、厚生労働省自殺対策推進室とともに自殺対策のとりまとめ・研究を担う、自殺総合対策推進センターによって出された「地域自殺対策政策パッケージ」を見ると、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」との記述があることから、SOSの出し方教育は小学校、中学校、高等学校での実施が想定されており、基本的に大学は含まれていない。ただし、2節でみるように若年層の自殺において、大学生の自殺は決して無視できない⁽¹⁾。そこで本研究では、SOSの出し方教育を大学生も含めたより広範囲の予防教育として捉える。自殺予防を目的とした、大学生および児童生徒への啓発教育の効果に関する研究は事例研究を中心に積み重ねられつつある。これらの研究では、予防教育の内容を実生活に活用しようという態度の表れ（清水ら2017）などが報告されており、教育を受けることで大学生・児童生徒が危機への対処を身につける可能性が示されている。

政策および教育現場において、児童生徒および大学生の危機対処能力の養成に力が置かれている一方、危機を認識した児童生徒および大学生が実際に支援につながるのかについては、十分に検討されていない。子どもが発した助けが支援につながるような教育とするには、子どもに助けを求める力をつけさせるだけではなく、子どもの周りにいる支援者が子どもの自殺リス

クをどのように捉えているのか、自殺を予防する支援の実現に何が必要と感じているのか、すなわち支援者が予防教育に求めていることについても検討する必要があるだろう。そこで本研究では、児童生徒または大学生の自殺予防に関わる支援者へのインタビュー調査から、支援者から見て自殺の可能性がある子どもはどのような状況にあるのか、そして支援者がSOSの出し方教育に対して何を求めているのかについて明らかにする。

2. 若年層における自殺の動向と自殺対策

インタビュー調査の分析結果に入る前に、国内の若年層における自殺の動向について確認しておきたい。日本では、警察庁統計によると1998年から2011年まで年間自殺者数が3万人を超えていたが、2012年からは減少傾向が続き、2017年には自殺統計が開始された1978年以降の最小値を記録した（厚生労働省自殺対策推進室2018）。全体として自殺者数は減少しているが、日本社会で「自殺が減っている」かどうかを判断するには、人口推移も考慮する必要がある。図1は、年齢階級別人口10万人当たりの自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移を表している。いずれの時期においても、20歳以上と19歳以下の自殺死亡率との間には隔りがあり、19歳以下の自殺死亡率は相対的に低い。図1では、2012年以降は19歳以下を

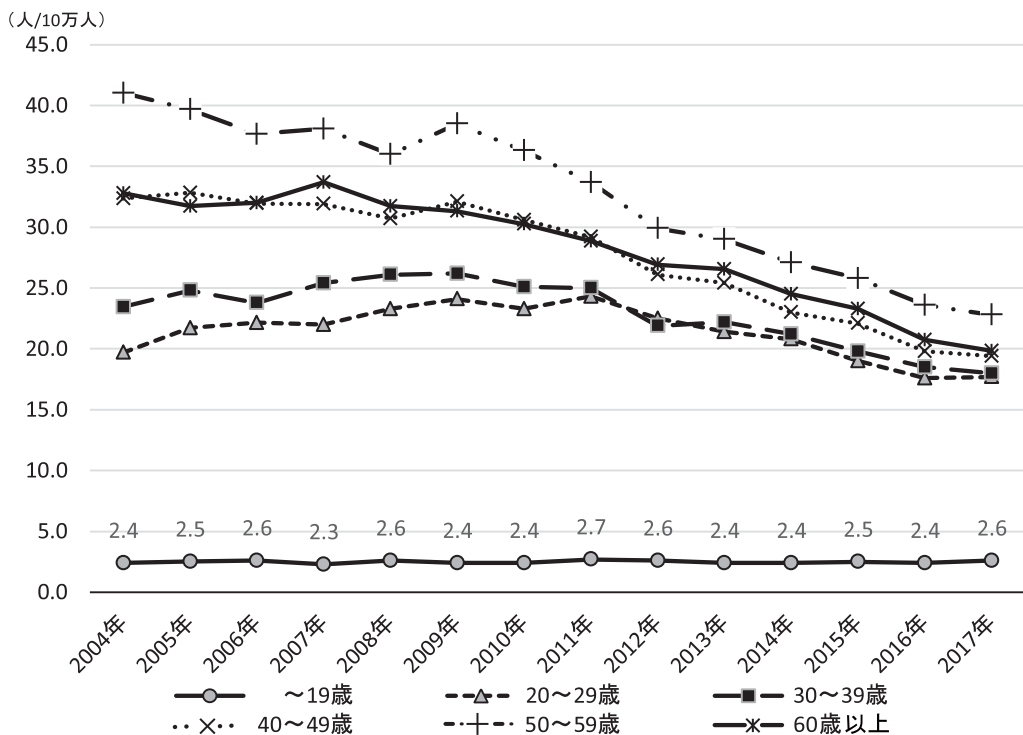


図1 年齢階級別自殺死亡率の推移

(注) 自殺者数は警察庁統計を、人口は総務省統計局の人口推計月報（毎年10月1日現在）を用いて、筆者ら作成。

除く全ての年齢階級で自殺死亡率が減少している。一方、19歳以下では他の年齢階級のような減少傾向は見られず2.5%前後で推移しており、他の年齢階級と異なる傾向をもつことは注目に値するであろう。

さらに、就学者の自殺者全体に占める割合を示したのが図2である⁽²⁾。図2から、中学生、高校生、大学生の自殺者全体に占める割合は、やや上昇傾向にあることが分かる。このような傾向が生じている理由は定かではないが、1つには図1で見たように就学者の多い19歳以下の自殺死亡率に著しい変化がない一方で、20歳以上の年齢階級はいずれも自殺死亡率が低下しているため、自殺者数全体に占める就学者の自殺者割合が上昇したことが考えられるだろう。もう1つには、これまでの自殺対策の取組が、失業者支援などの中高年層を主たる対象としていたことが考えられよう。例えば、大学生の自殺については最高学年や留年、休学をしている学生の自殺率が高いという傾向があるが(内田2010)、従来の自殺対策はこのような就学者特有の傾向には十分対応していなかったのかもしれない。そのため、中学生、高校生、大学生に適切な支援が届きにくかった可能性がある。

しかし、児童生徒等を対象にした自殺対策がこれまで全く行われてこなかったというわけではない。次に、これまでの若年層に対する自殺対策について概観したい。

日本においてまず若年層の自殺予防が叫ばれるようになったのは、青少年の自殺者が急増した1950年代後半からである。この頃、1958年度版の『厚生白書』には青少年の自殺者数が急増し自殺死亡率が世界一になったことが記されている(厚生省1958)。ただし、その後、自殺対策としては大きな動きにはならなかった。続いて1970年代後半に再び子どもの自殺者数が増加した際に、総理府青少年対策本部が「関係省庁連絡会議」を設置し、「青少年の自殺防止

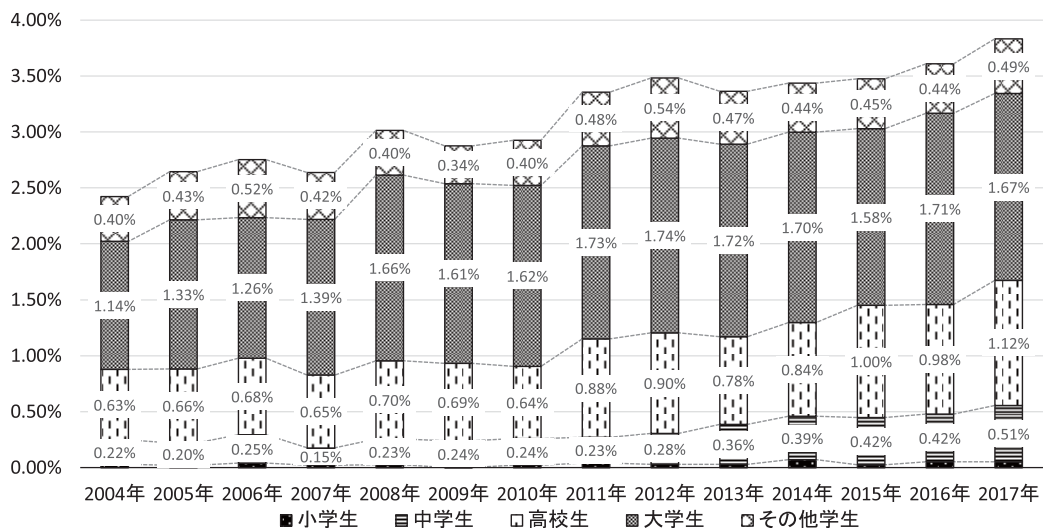


図2 自殺者数全体に占める児童生徒・学生の割合

(注) 警察庁統計より筆者ら作成。

について」を都道府県知事等に通知、そして同年10月に青少年の自殺問題に関する懇話会が「子供の自殺防止対策について（提言）」をとりまとめたことで、この時文部省は「青少年の自殺防止対策の要点」を記した青少年対策本部通知を発出している。その後、文部省は1979年2月24日に文部省初等中等教育局中学校教育課長・高等学校教育課長通知として「児童生徒の自殺防止について」を各都道府県・各指定都市教育委員会指導事務主管部課長宛に発出したことで、児童生徒の自殺防止の観点が広く出てきたと言えよう。

現在、若年層対策のうち、児童・生徒・学生に関する自殺対策の所管は文部科学省であるが、文部科学省では、いじめ問題への対応として、スクールカウンセラーの設置やいじめ問題への対応に関する通知等はたびたび行ってきた。2006年の自殺対策基本法成立を受けて、自殺対策としては、2007年3月に学識経験者らが構成員となった児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会が「子どもの自殺予防のための取組に向けて」（第1次報告）をとりまとめ、2007年6月26日には「児童生徒の自殺防止に向けた取組の充実について（通知）」を初等中等教育局児童生徒課長名で発出している。その後は2007年3月から2010年まで「児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議検討会」を実施し、そのとりまとめとして「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアルおよびリーフレット（2009年3月）、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（2010年3月）を作成・配布している。さらに、2011年6月1日には、文部科学省初等中等教育局長名で各都道府県・指定都市教育委員会教育長等に宛てた「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」を発出している。

近年では、2017年6月7日に各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管部課長等宛、2018年6月8日に各都道府県教育委員会教育長等宛に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」が発出されており、特に児童生徒に関する自殺予防の取組について検討されてきた。

このように、文部科学省から大学生に対しての自殺対策の取組は少ないが、青少年、特に児童生徒を対象にした自殺対策は、急に検討されるようになったわけではなく、実は約60年前から問題として政策課題に取り上げられてきた。また、自殺予防のためのマニュアルやリーフレットの作成もされてきた。しかし、「SOSの出し方教育」としてその自殺予防教育の手法が限定された上で自殺総合対策大綱に記載されたことは初めてであり、文部科学省だけでなく厚生労働省自殺対策推進室や自殺総合対策推進センターが中心となりその教育を進めていくという方向性が出てきたのは初めてのことである。2018年1月23日には各都道府県教育委員会担当課長等宛に「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方等を身につける等のための教育の推進について（通知）」が文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）名で発出され、具体的に取り組むことが求められることとなった。

児童生徒および大学生の自殺に明らかな減少傾向がみられない現状において、SOSの出し方教育という新たな取組が、今後児童生徒および大学生の自殺予防にどのように影響していくの

か、とりわけ教育の意図通り児童生徒および大学生が支援につながるのかは、一定の時間が経つまでは分からない。現時点ではまず、こうした政策が決定された中で、実際に支援に携わる人々が自殺予防教育に何を求めているのかについて検討することが肝要であろう。そこで3節では、支援者の実践経験とそれに基づく自殺予防教育へのニーズについて検討する。

3. SOSの出し方教育に対する支援者の経験

筆者らは、2017年10月～2018年3月にかけて自殺予防支援あるいは自死遺族支援に携わる10名への半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。本研究ではそのうち児童生徒あるいは大学生への支援経験のある7名のデータを分析に用いた。調査参加者の属性は、表1の通りである。ただし、調査参加者のプライバシー保護のため、参加者の属性と、本文中で引用した参加者の語りのうち、分析に直接影響しないと考えられた部分について一部内容を変更している。

インタビューでは、調査参加者にこれまでの支援経験について幅広く尋ねているが、本研究では(1)生徒・学生の自殺リスクを感じた場面や状況(2)支援の難しさを感じた場面やケース(3)SOSの出し方教育を行う上で必要なことに関する回答に焦点を当てる。また、参加者のうちすでに学校でSOSの出し方教育を行ったことのある方については、その内容と生徒の反応について尋ねた回答も分析に用いた。インタビューにかかった時間は1人当たり40分～1時間程度で、参加者の許可を得て録音し、それを基に逐語録を作成してデータとした。

本研究は、SOSの出し方教育に対する支援者のニーズを探るという分析の主題が明確であり、また、SOSの出し方教育に直接関係する支援者の考えを分類するだけでなく、支援の経験や自殺リスクのある子どもの状況といった、異なる内容のデータ間の関連を考えることで主題へのアプローチを試みる。そこで本研究では、データの分析方法としてKJ法を採用した。KJ法はデータを分類し、分類されたデータのまとまり同士の関連を検討することで、異質なデータから意味のある結合を導き出して新たな発想を得る方法である。KJ法には複数のバージョンがあるとされるが(田中2010)、本研究では川喜田二郎([1967]2017)を参照した。KJ法では、

表1 調査参加者の属性

対象者名(仮名)	性別	職業	年齢	主な勤務先
池村さん	男性	弁護士	30代	弁護士事務所
武田さん	女性	SSW	50代	小学校・中学校
北川さん	男性	元中学校教師	60代	障がい者福祉施設
小栗さん	女性	精神科医	40代	大学保健センター
小早川さん	女性	臨床心理士	40代	大学就学支援室
西本さん	男性	精神科医	50代	精神保健福祉センター
大野さん	男性	NPO代表	60代	自殺予防支援のNPO法人

データを内容ごとに圧縮して「一行見出し」を書いた紙きれをつくり、紙きれをまとめて「グループ編成」を行う。グループには「表札」をつけ、ラベル集めの要領で複数の表札をさらにグループでまとめるという作業を繰り返して、小チーム、中チーム、大チームと段階的に上位のグループをつくり上げていく（川喜田 [1967] 2017）。本研究では分析作業の効率化のため、紙きれの代わりにQDAソフトウェア(Qualitative Data Analysis Software)のMAXQDA12を用いたため、KJ法で紹介されている図解の作成方法は採用しなかった。結果の記述について、本研究ではデータを取りまとめた大チームの表札を《 》、中チームの表札を【 】、小チームの表札を[]、一行見出しを〈 〉と表した。また、分析結果の図解を図3に示す。分析から、大チームは3個（《SOSを出せない状況にある子ども》、《SOSの受け皿の必要性》、《SOSの出し方教育に求められるデザイン》）、各大チームには2個の中チームがつくられた。また、各大チームに含まれる中チーム、および小チームの一覧表を表2に示す。図3中のラベルのマーク（●）は、それぞれ中チームと小チームの表札、および一行見出しを表す。紙幅の都合により、小チームの表札については主要なものだけを図3と本文に載せた。各ラベルのマークを結んでいる線や矢印は、各表札や一行見出しの関係を表しており、「—」は下に位置する表札が上にある表札の

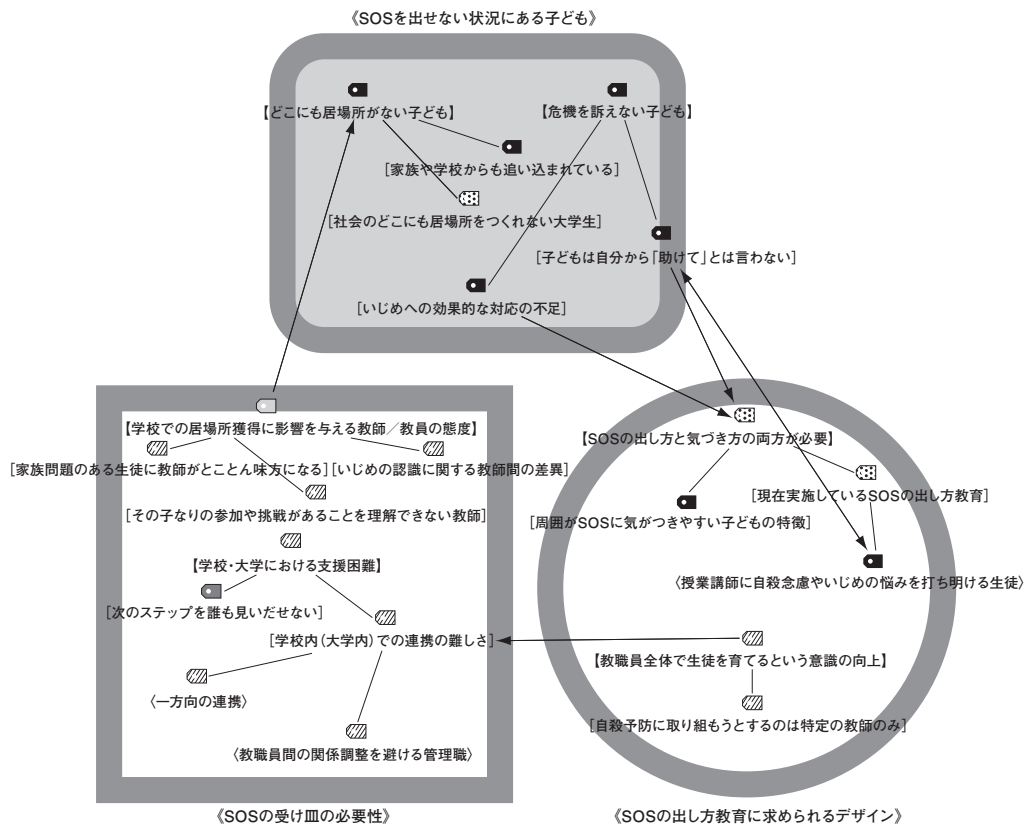


図3 支援者からみた子どもの状況とSOSの出し方教育へのニーズの概念図

表2-1 支援者からみた子どもの状況

《SOSを出せない状況にある子ども》	
【どこにも居場所がない子ども】	[社会のどこにも居場所をつくれない大学生] (9) [家族や学校からも追い込まれている] (5)
【危機を訴えない子ども】	[子どもは自分から「助けて」とは言わない] (4) [いじめへの効果的な対応の不足] (10)

表2-2 支援の場における経験

《SOSの受け皿の必要性》	
【学校での居場所獲得に影響を与える教師／教員の態度】	[保健センターの支援に学生をつなげる指導教員] (3) [家族問題のある生徒に教師がとことん味方になる] (1) [いじめの認識に関する教師間の差異] (1) [その生徒なりの参加や挑戦があることを理解できない教師] (2)
【学校・大学における支援困難】	[次のステップを誰も見いだせない] (5) [学校内（大学内）での連携の難しさ] (13)

表2-3 支援者が自殺予防教育に求めるもの

《SOSの出し方教育に求められるデザイン》	
【SOSの出し方と気づき方の両方が必要】	[周囲がSOSに気がつきやすい子どもの特徴] (4) [現在実施しているSOSの出し方教育] (9)
【教職員全体で生徒を育てるという意識の向上】	[自殺予防に取り組みようとするのは特定の教師のみ] (2) [生徒への関わり方に対する教師の視野拡大] (7)

(注) () の数字は、各小チームに含まれる一行見出しの数。

下位概念であること、「→」は矢印の先にある概念に影響を与えること、「↔」は正反対の関係をそれぞれ表す。

以下では、小学生・中学生・高校生は「生徒」、大学生は「学生」と表記する。学生には年齢が成人に達している人や社会人学生など職業生活を送る人も含まれるが、本調査では、学業を生活の中心とする学生への支援についてインタビューを行った。そのため、生徒と学生をまとめる場合は、社会人ではないという意味で「子ども」と表記する。

3.1 SOSを出せない状況にある子ども

本研究の調査参加者は、自殺をほのめかしたり企図したりした生徒・学生の相談や治療に携わった経験をもつ。ただし、調査参加者は自殺に直結する言動をとる子どものみを対象に相談や治療を行っているのではなく、自殺のリスクが高まる前の状態、すなわち何らかの悩みや問題をもつ子どもに対しても支援を行っている。そのため、調査参加者の語りには、死が差し迫っ

ている状況の子どもに関する内容から、もしこのまま問題が全く解決せず深刻化したら、自殺に追い込まれる可能性が否定できないものまでを含んでいる。そうした前提を確認した上で、本節では支援者である調査参加者が、子どものどのような状況を自殺につながるリスクと見ているのかを記述する。

自殺の可能性のある子どもの特徴は、《SOSを出せない状況にある子ども》という大チームにまとめられた。この概念には、【どこにも居場所がない子ども】と【危機を訴えない子ども】が含まれる。まず【どこにも居場所がない子ども】は、「家族や学校からも追い込まれている」。学校と家が主たる生活の場となっている子どもにとって、そのどちらにも理解されておらず、そこで安心して過ごせないことは大きなストレスとなると考えられる。家に居場所がない子どもは、両親の不和や虐待などの経験があり、中には「親から無理心中を強いられる」ケースもある。そうした家族環境を学校が十分に理解していないと、例えば学校で生徒が机を倒して暴れるなど、教師から「問題」と見える行動を生徒がとった時に、〈虐待の可能性のある子どもに教師が「親に連絡する」と死刑宣告する〉ことが起こる。

また、大学生については、家庭環境よりかは学生自身がつまづ発達障害の影響があげられた。大学にも大学の外にも居場所がなく、保健センターでの支援につながる学生の特徴として、周囲から孤立しやすいことや、自己防衛的になり大学内でサークルに入ったり、就活を始めたりといった新しいことへ挑戦する難しさが言及されていた。

小栗さん：社会に居場所がつくりづらい人、特に大学生の場合で発達障害だと、自己愛の問題が絡んで、人前で失敗することに対してすごい強い恐怖感を持ちだすと、新しいことにトライできなくなるので、やはり居場所を確保しづらくなる。そうすると、自己愛的に引きこもってしまって傷付かないようにするためにじっとしている。だから、おうちで楽しくしているかという、やはり楽しくもできておらず、葛藤的にもんもんとしながら、抑うつ的になって家でじっとしている。(2017年12月13日のインタビューより引用)

大学は高校までの学校とは異なり、決められたクラスや時間割がなく、どのような授業をとって、どこのサークルや部活に入り、何のアルバイトをするのかなどを学生が自分で選択し、自分の居場所を主体的に見つけていかなければならない。そうした主体的な選択による居場所の構築は、失敗を恐れる気持ちが強い学生にとっては乗り越え難い挑戦となっているのかもしれない。先行研究では、カウンセラー等がいる学内の相談窓口で自発的に学生が来談するケースが少ないことが指摘されており(齋藤2015)、本調査のインタビューでも同様の内容が聞かれた。とりわけ発達障害をもつ学生については、自ら大学内の保健センターや専門の窓口で助けを求めるのではなく、親や教員といった周囲からの働きかけによって精神科医や臨床心理士のいる大学内の保健センター等の支援機関につながっていた。

大学や学校だけではなく、家にも他のどこにも居場所がない状況は、子どもを自傷行為へと

走らせることがある。自傷行為は、死に直結しないような場合でも、繰り返すうちに死の危険が高まり自殺に至ることがある（高橋2014）。本調査で支援者は、自分の存在が認められ、安心して過ごせる場所を子どもが失っている場合、子ども本人が自殺を意識しているかどうかに関わらず、自傷行為の結果として死ぬ可能性があることに注意を向けていた。

武田さん：……他にもいろいろな事件を起こす子がいて、加害なのだけど被害の役で、加害でもあるのだけど、被害としていろいろなところに話をすると、すごくみんながかわいそうと思って助けてくれる。それを学校以外の場所で、例えば被害やといって話すと注目してもらえる、そういうあかん方向に行ってしまった時に、それがそのうち、自分が注目してもらうためにもっといろいろなことをするので、非常に危険やとか、死んでしまうかもみたいなことはありますね。（2017年10月25日のインタビューより引用）

このように【どこにも居場所がない子ども】は自殺につながるリスクがあるが、子どもに自発的な援助希求を期待することは難しい。そうした子どもの態度を表すのが【危機を訴えない子ども】である。学校に居場所がないことの原因の1つとして、いじめがあった⁽³⁾。いじめられている生徒は、〈周囲はいじめを知りながら口を塞ぐ〉という状況で生活しており、生徒は教師に「自分から「助けて」とは言わない」⁽⁴⁾。しかし、生徒はいじめの悩みについて自発的に教師に相談はしないものの、〈いじめを注意してほしい〉〈いじめのことを誰かに伝えてほしい〉〈いじめを何らかの形で止めてほしい〉と思っており、「いじめへの効果的な対応の不足」に直面しているという。学校でSOSの出し方教育の授業をした支援者は、授業後に「学校の教師には話せない」と訴える生徒からいじめの相談を受けていた。そうした経験から支援者は、生徒の孤立した状況と助けてほしいという気持ちを理解していること、そして解決のために実際に行動することを生徒に示すことが支援者には重要であると訴えていた。いじめによって居場所を失っている生徒には、援助希求行動を求めるよりかは、まずは安全かつ実行力を伴う支援者の存在を伝えるという働きかけが重要であった。

3.2 SOSの受け皿の必要性

居場所がなく自分から助けを求められない子どもに対するアプローチは、《SOSの受け皿の必要性》としてまとめられた。この概念には【学校での居場所獲得に影響を与える教師／教員の態度】と【学校・大学における支援困難】が含まれる。【学校での居場所獲得に影響を与える教師／教員の態度】は、教師／教員の子どもに対する態度の重要性を表している。まず、いじめに関しては「いじめの認識に関する教師間の差異」があり、特定の子どもに対する周囲の生徒の反応について〈いじめと判別できなくても教師が介入し鎮静化する〉場合、いじめは深刻化しない。しかし、そうした介入を全ての教師が行うとは限らず、いじめへと発展する場合

もあり得る。大学についても同様で、全ての教員が学生に働きかけて大学内の支援につなげようとするわけではない。こうした教師／教員の態度は個人の意欲に委ねられており、子どもがどのような教師／教員に出会うかに依存している。

教師の態度は、「生徒—教師」関係と「教師—生徒の親」との関係を変化させ、生徒の学校での居場所づくりに影響を与える。教師が生徒の居場所のなさに気がつき、「家族問題のある生徒に教師がとことん味方になる」場合、それまで学校に居場所がなかった生徒は教師と良好な関係をつくりやすくなる。それによって、子どもは学校で「問題行動」をとるといったことが減り、さらに子どもの様子が変わったことで親も学校に対する厳しい態度が和らいでいた。家庭でも学校でも居場所のない生徒にとって、教師と生徒の親との関係は、生徒の学校での過ごしやすさに影響すると考えられる。

武田さん：私、これもいいケースだったと思うのは、お母さんが精神疾患で、もうガーガー言ってくるんですよ。もう学校は全部、『うわ、このおかん、またいる。』みたいになって、何時間もつかまるわけです。(中略)(新しい担任の先生と一緒に)「どうやるね」と色々やって見えてきたのは、この子、お母さんにすごくサービスをしているよねと。そうじゃないと(その子は)家では暮らせないんだよ。(中略)高学年ぐらいになったら、子どもは家に居場所がなかったら、学校で居場所をつくったらいいいわけです。だから、「先生、この子の味方になろう」と。お母さんが「わー」と言ってきた時に、「大変やったな」とか、「先生はこう言うから、そのときあんたも乗ってな」とか、「2人でお母さん対策をしよう」みたいなことをやったら、すごくそれが功を奏して、それは(その子は)学校でもまだずるいことも言うし、家でも親に要らんことも言うし、話題も提供しはるけど、それでも担任の先生がちゃんとその子に、「これやってお母さんに怒られへんかった？先生な、お母さんが来た時にこう言うからな、乗ってな」とか言って、お母さんが来たたらその通りに返しますよね。それで、その子に「先生上手やったやろ。お母さんに対して上手にできたやろ」とか言ったら、その子はお母さんがそんなんでも別に生きていけるから、先生とすごく関係が良くなって、そしてこの子が良くなったら、お母さんも(学校への)クレームが減ったんですよ。(2017年10月25日のインタビューより引用、()内筆者加筆。)

ただし教師個人の熱意任せでは、とことん生徒の味方になるような態度を教師が常にとるのは難しいだろう。上記の武田さんの語りに「(新しい担任の先生と一緒に)『どうやるね』と色々やって見えてきたのは」とあるように、この事例では教師が単独で生徒への関わり方を考えたのではなかった。スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)である武田さんが、その学校で担任教師を含む教職員を交えたケース会議を開き、そこで担任教師と一緒に生徒について考えることで、教師は生徒が母親にとってもサービスしていることに気がつき、親と生徒の関係を視野に入れた生徒への関わりを行うようになっていた。このように、教師が生徒の置か

れている状況に気がついたり、生徒への新たな接し方のアイデアを得られたりするような、教師を支える体制が必要であろう。

学校での居場所づくりに影響をする教師の態度で重要なものとしては、さらに教師がその生徒なりの学校への参加を認め、その実現を支援することがある。〈学校が苦手な生徒の気持ちを想像しにくい教師〉にとっては、例えば生徒が授業で当てられることに対して非常に恐怖心をもっていることや、登校してから授業開始までの数分間を耐え難いと感じている生徒の気持ちを想像することが難しく、誰でも乗り越えられる些細なこととして捉えることがあるという。学校生活に対する生徒の苦手意識を、教師が「超えるべきステップ」として一様に捉える理由は複数あると予想されるが、本調査では、教師自身が学校を好きという理由があげられていた。学校に深刻な苦手意識をもつ人は、教師という職業を選ばないため、生徒の苦手意識への想像が難しいのではないかというものである。反対に、生徒が何に負担を感じているのかを教師が十分に想像できる場合、生徒は自分にできる仕方ですべて学校生活に参加できるようになる。また、悩みを抱える生徒なりの学校への参加について、教師が周りの生徒たちにも伝えることは、周りの生徒と悩みをもつ生徒との関係性を良好なものへと変える。本調査では、髪が抜けたことからいじめを受けて不登校になった生徒に対して、教師が他の生徒には姿を直接見られない形でその生徒が卒業式に参加できるようにしたという例があげられた。それによって、その生徒は卒業式で呼名に返事ができ、またクラスメートも生徒のその態度に涙を流していたという。生徒個人に沿った学校への参加を教師や周囲の生徒が受け入れることを通して、学校は生徒にとって全く居場所のないところではなくなる可能性がある。

次に【学校・大学における支援困難】についてみていきたい。先述のように、教師／教員は単独で居場所のない子どもへの対応を考えて行動するのではなく、他の教職員やSSWなどの専門職、大学の保健センター等と様々な職種と連携していた。[学校内（大学内）での連携の難しさ]は、そうした多職種・多部門との連携がスムーズに進まないことで、悩みをもつ子どもに適切な支援が届かないことを表している。学校内での連携困難は、1つには〈学校内で役割分担が共有できていない〉状況によって起こっていた。本調査では、不登校の傾向がある生徒に誰が声掛けをするかについて、教職員間での認識が一致しておらず、生徒に苦手意識をもたれている教師がうっかりその生徒に「一度話し合おう」と声を掛けてしまった例があげられていた。この例では、生徒は教師からのその一言で怖くなってしまい、再び不登校になっていた。学校内で役割分担の共有が難しい背景には、教職員間の人間関係がある。生徒から苦手意識をもたれている教師であっても、生徒に学校に来てほしいという熱意をもっているため、そうした教師に対して周囲の教師は「声掛けは別の教職員にお願いするので、その生徒への声掛けは控えてください」とはなかなか言い出せない。あるいは生徒が教師よりも事務職員と仲が良い場合、事務職員に何らかの役割を積極的に任せることに教師側が抵抗することもあるという。そうした状況に〈教職員間関係調整を避ける管理職〉という条件が重なると、教職員間の微妙な人間関係を調整する人がいないため、生徒が大事にしている関係性に基づいた役割分

担がされず、教師の熱意に反して生徒と教師間の関係はより隔たる。

大学については、保健センターや教務課など、それぞれの組織内では学生を受け入れているものの、組織を横断して共同で支援を行うということがなかった。学生が何らかの精神症状を抱えていて、それが学業にも影響しているような場合、精神症状に対する支援だけではなく、学業継続についての支援も必要となる。しかし、保健センターから教務課に部分的に情報提供を求めることはあっても、互いに情報を共有して一緒に支援を考えることはなく〈一方向の連携〉に留まっていた。また、大学では学校よりも組織規模が大きく、教職員の雇用形態も多様である。職員が大学内の他の組織と共同して支援を行いたいと考えていても、〈非正規職員からは他課との連携についての踏み込んだ働きかけができない〉といった状況があり、教職員の雇用形態が大学内での連携困難の一因になっていた。

小早川さん：私たちも正職員ではないので、学生課とか教務課ともう少しつながるにはどういった動き方をすればいいのでしょうかという相談を（保健センターの）係長にさせていただいたりするのですが、なかなかやはり大きい組織の中ではいろいろ難しいこともあるようなので、ちょっとまだ踏み込めていないです。（2017年12月13日のインタビューより引用、（ ）内筆者加筆。）

さらに、学校内（学内）で多職種・多部門の連携が進まない場合、[次のステップを誰も見いだせない]という状況になっていた。この状況では、保健室登校の次は何を目標とするかといった〈次の支援プランを学校関係者間で共有できていない〉。そのため、例えば保健室には登校できるようになった生徒を教師が保健室から取り返そうとしてしまうというようなことが起こる。大学の場合は、〈学生の経済的負担から長い目でサポートできない〉ことや〈カリキュラム上就学支援が組み立てられない〉ということがあった。保健センターや就学支援室では時間をかけて学生の悩みを聞いて専門的支援を行いたいと考えていても、在籍期間の延長とそれに伴う学費の問題から実現が難しいことがある。また、学生が就学支援室などを訪れた時にはすでに残りの在籍可能期間が少なくなっており、支援を受けながら卒業に必要な単位を取得できるようなカリキュラムを組み立てることができず、誰も支援の方向性が見いだせない。こうした経験から支援者は、もし多職種・多部門の連携が進めば、それはすでに支援対象となっている子どもに対してだけでなく、未だ教職員らに支援の必要性を認識されていない子どもに対してでも有効であると捉えていた。

他方、学校内／学内での多職種・多部門の連携を実際に進めるには、教職員間に連携の重要性が浸透している必要がある。そのための手立ての1つとして、本調査のデータでは、教職員や学校の管理職を対象にした自殺予防の啓発研修の訴えがみられた。しかし、地域の精神保健福祉センターの精神科医が学校長や教育委員会に働きかけようとしても、〈教師への教育はトップの反対により実現困難〉となっていた。学校長等が教職員への自殺予防啓発研修に消極的な

理由については、本調査ではデータの不足から明らかではないが、1つには、子どもの自殺は他者の自殺の影響を受けやすい(文部科学省2009)という知識が関連しているのかもしれない。

西本さん:……(校長先生に)寝た子を起こすことになるので、そういう話(=自殺や死)は一切なしにしてくださいというのが(学校でSOSの出し方教育の授業をする)1週間前に来たんですよ。内容を見せてほしいって言われて、内容を送ったら、これじゃだめだって。(2018年3月8日インタビューより引用、()内筆者加筆。)

生徒に自殺という言葉を用いて予防啓発を行うことへの不安が、教職員に対する啓発研修への学校長らの消極的態度につながっていると考えられる。生徒への自殺予防教育に対する教職員や保護者からの抵抗は、日本だけではなくアメリカの学校での教育事例でも報告されているが(高橋2014)、いずれにしてもそうした管理職の態度が、学校内の連携に間接的影響を及ぼす可能性については注目する必要があるだろう。

3.3 SOSの出し方教育に求められるデザイン

以上、3.1節からは自殺の可能性を否定できない子どもには居場所がなく、自分から周囲に助けを求めることが難しいことが明らかになった。そして、3.2節では、教師/教員の態度が子どもの学校(大学)での居場所づくりに影響すること、そして居場所づくりにつながる教師/教員の態度には、多職種・多部門の連携と連携に対する教職員の積極的な意識が必要であることが示された。これらの点を踏まえて、本節ではSOSの出し方教育へのニーズ《SOSの出し方教育に求められるデザイン》について検討する。

この概念には、【SOSの出し方と気づきの両方が必要】と【教職員全体で生徒を育てるという意識の向上】が含まれる。まず、教育の対象者と実施者に関する【SOSの出し方と気づきの両方が必要】について記述する。3.2節でみたように、深刻な悩みをもつ子どもは自分から周囲に助けを求めることはなかった。そのため、子どもからの助けの訴えを支援者が待っているだけでは、〈自分からヘルプを出さない子どもの状況を把握できない〉ため問題が深刻化する可能性が高い。[周囲がSOSに気がつきやすい子どもの特徴]としては、例えば〈リストカットはケースとしてあがってきやすい〉ように、視覚的に認知されやすい行動があげられた。こうした子どもは、明確な言葉で周囲に助けを求めなくても支援につながりやすい。しかし、そうした目立つ行動などがなく〈静かに悩む生徒は教師もSSWも見落としやすい〉。また、小学生など年齢の低い生徒は衝動的に死ぬこともある。そうしたケースでは、その生徒が死の意味を理解していたのか、また本気で死のうと思っていたかは支援者には分からず、支援者はそうした生徒を支援へつなげることに非常な困難を感じていた。

他方、子どもが周囲に全く助けを求めずに過ごすかということ、そうとは断言できない。3.1

節でふれたようにSOSの出し方教育を学校ですると、〈授業の講師に自殺念慮やいじめの悩みを打ち明ける生徒〉がいるという。そういった生徒は、学校の教師には相談しておらず、学校もその生徒が自殺を考えるほど悩んでいることに気がついていなかった。

西本さん：(いくつかの学校で)命の大切さの授業、SOSの出し方というのをやっているんですけども、必ず感想文を書いてもらうんですね。その中に1人、僕はもう死のうと思っている、もう準備したという中学生の子がいて、こんな感想文があって慌てて電話をかけて、全然学校側は気づいていない。その子は転校生で、下にきょうだいがいて、授業が終わるとすぐに家に帰って子守をしているみたいだ。おそらくお母さんも知らないんじゃないかという。その後でまた行った時には、元気になりましたで、この間、行ったときは、無事、高校に進学できましたって、気づいていないですよ。(2018年3月8日インタビューより引用。()内筆者加筆。)

子どもは話を聞いてもらえる、すなわちSOSを受けとめてくれると思える人には、SOSを発信する場合がある。したがって、より多くの教師／教員、職員が子どもの状況や気持ちに関心を持ち、自殺の可能性も見据えたSOSを受信する態度を身につけることで、子どもからのSOSの発信が促されると考えられる。

また、[現在実施しているSOSの出し方教育]では、〈友達の悩みは真剣に聞くことを指導〉すると、生徒たちは素直に受け入れるという。SOSを受診する人は教師など大人に限定されるものではない。子どもたちが互いの悩みに耳を傾ける態度をもつことは、セーフティーネットの拡大につながるであろう。また、〈授業では顔の見える人に相談するよう勧める〉こともあげられており、個人的な悩みをインターネット上で不特定多数に晒すことで、思わぬトラブルに巻き込まれるリスクについて子どもに注意を促すことが重視されていた。

以上から、自殺予防教育の対象は子どもに限定されるものではなく、学校と大学の教職員にも必要であること、また子どもに助けを求めることの重要性を伝えることに加えて、悩みを真剣に聞きSOSを受けとめることの両方の内容が必要であると言える。

最後に、【教職員全体で生徒を育てるという意識の向上】についてふれておきたい。本調査参加者は、学校での自殺予防支援の経験から、[自殺予防に取り組もうとするのは特定の教師のみ]であることを危惧していた。それは、ある教師や職員が生徒の深刻な状況に気づいたとしても、他の教職員も同じように受け止めることは少ないからである。こうした教職員間の自殺リスクに対する意識の差は、教職員間での問題の共有を妨げ、3.2節でみた連携の困難につながっていた。そのため、本調査参加者は〈生徒との関係性に沿ったキーパーソンの選定〉の重要性に教師が気づいたり、養護教諭など特定の職種に限らず教師それぞれが生徒へ「何かつらいことがあるのかな」と声掛けをしようとしたりする、[生徒への関わり方に対する教師の視野拡大]が必要と感じていた。そのアプローチの1つとして、SOSの出し方教育の授業を教

師が担当するというアイデアがあげられていた。

4. おわりに

本研究の調査では、支援者は自分で回りに助けを求めようとする子どもへの支援だけではなく、自分から助けを求められない状態の子どもに対して、周囲がセーフティーネットを拡げておくことをまず求めていた。また、SOSの出し方教育に対する支援者のニーズとして、悩みをもつ子どもの状況や気持ちへの理解と想像、SOSの発信を促す周囲の態度の養成、学校内（学内）における多職種・多部門との連携の必要性の周知、大学生および教職員、管理職者への教育対象の拡大、そして教師による授業実施が示唆された。このうちSOSの出し方教育に発信と受信の両方を含める点や学校教師が授業を行うことについては、東京都教育委員会が2018年2月に発表した「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（東京都教育委員会2018）に取り入れられており、今後他の自治体の取り組みにも拡がると期待される。

現在のSOSの出し方教育は、基本的には小学校・中学校・高等学校の児童生徒が対象となっているが、大学生の自殺のリスクも看過できなかった。高校までとは異なり、大学生は教職員との関係が希薄になりやすく、学級単位での活動も少ないことから友人もつくりにくい。そうした環境に、新しいことへの挑戦に対する恐れや難しさが重なることで、大学内外で居場所をつくれないう特徴が示唆された。身近な相談先を得にくいことは、問題の深刻化につながる。大学進学率が上昇傾向にあり、現在は高校卒業者の49.6%（2017年5月時点）と約半数が大学に進学することも踏まえると（文部科学省2017）、大学生を対象としたSOSの発信・受信については積極的に検討する必要があるだろう。大学での自殺予防教育の実践事例では、大学生には学習意欲別にプログラムを構成することや（藤居2014）、授業への参加は学生の自由選択に任せること（杉岡・若林2012）、自殺をしてはいけない理由についても議論できるような場の設定（清水ら2017）が指摘されている。大学生に対するSOSの出し方教育には、全員参加が前提とされ、「自殺」という言葉を授業では用いない児童生徒への教育とは異なる配慮が求められると考えられる。したがって、本調査で示された支援者のニーズにこれらの配慮を加えて、大学生へのSOSの出し方教育を設計する必要があるだろう。

一般に自殺予防には組織間の連携が欠かせないが、本研究から、学校内（学内）での連携の重要性も示唆された。本調査では、学校内で生徒の状況に応じた連携を行うには、教師間の人間関係の調整が必要であることと、生徒が大事にしている関係性を尊重して役割分担を行うことが重要であった。これらは連携の考え方を補完するものと言えるだろう。また、大学内では保健センターの医療専門職員と、教員や事務職員との共同が求められていたが、その実現には職員の雇用形態という大学組織内での立場が影響していた。これは、大学の相談室に勤務するカウンセラーらが非常勤であれば、相談室外の組織との連働が困難になるという先行研究の指摘とも一致する（齋藤2015）。したがって、組織内部での連携には、関係者らへの啓発のみで

はなく、関係者の雇用形態や職位といった組織内での立場も考慮した体制づくりが求められるだろう。

最期に本研究の限界について述べたい。本研究の調査参加者には生徒の悩みに接する機会の多い養護教諭、現役の教師、学校長などの学校の管理職、教育委員会の職員、大学での自殺予防教育の実施経験者、学生を支援につなげた経験のある大学の事務職員や教員の方が含まれていないため、大学生の自殺予防教育に対する支援者のニーズや、学校内（学内）の連携を阻害する要因については十分に検討できるとは言えない。また、連携が難しい時の対応については本調査データでは言及されていなかった。これらの点についてさらなる調査が必要と考えられる。

注

- (1) 大学における自殺予防教育は、独立行政法人日本学生支援機構が大学における重要課題として取り上げる必要性を指摘しているが（独立行政法人日本学生支援機構2007）、現状では行政機関からの施策として行われているのではなく、各大学や教員が個別に取組んでいる。
- (2) 警察庁統計の「学生・生徒等」の年齢階級をみると、20歳以上のケースも含まれていることが分かる。しかし、高校生や大学生の種類別の年齢階級データは公表されていない。そのため、図2の就学者は20歳以上も含まれていることに注意されたい。
- (3) 本調査では、大学生についてははじめの悩みはみられなかった。
- (4) なぜ生徒が教師に話せないのかについては、本調査ではデータ不足から明らかではないが、先行研究では、いじめられている現実を認めないことで被害者は自尊心を守っていることが指摘されている（湯浅2011）。

謝辞

本調査は、南山大学研究審査委員会からの承認を得ています。調査にご協力いただきました全ての方々に記して感謝いたします。

本研究は、平成29年度名古屋市「自殺対策に関する調査研究事業委託」、JSPS科研費（16K17061、18J00979）および2018年度南山大学パッへ研究奨励金I-A-2の成果の一部です。

参考文献

- 独立行政法人日本学生支援機構，2007，『大学における学生相談体制の充実方策について——「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」』（2018年5月4日取得，https://www.jasso.go.jp/gakusei/archive/_icsFiles/afidfile/2015/12/09/jyujitsuhausaku_2.pdf）。
- 藤居尚子，2014，「大学生対象の自殺予防教育実施上のポイントを質問紙調査から探る——受講意欲・基礎知識の獲得状況・自殺に対する意見の関連」『人間文化学部長紀要』16：108-27。
- 川喜田二郎，[1967] 2017，『発想法——創造性開発のために』中央公論新社。
- 警察庁，n.d.，「生活安全の確保に関する統計等——自殺者数」（2018年5月1日取得，<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jisatsu.html>）。
- 厚生省，1958，「序——この白書が訴えているもの」『厚生白書（昭和33年度版）』。（2018年7月30日取得，

- https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1958/).
- 厚生労働省, 2017, 「自殺総合対策大綱——誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して」(2018年5月2日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172203.html>).
- 厚生労働省自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課, 2018, 『平成29年中における自殺の状況』(2018年5月4日取得, https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H29/H29_jisatsunojoukyou_01.pdf).
- 文部科学省, 2009, 『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』(2018年5月4日取得, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm).
- 文部科学省, 2017, 『平成29年度学校基本調査(確定値)の公表について』(2018年5月2日取得, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/02/05/1388639_1.pdf).
- 齋藤憲司, 2015, 『学生相談と連携・協働——教育コミュニティにおける「連働」』学苑社.
- 清水恵子・清水智嘉・山中達也・大塚ゆかり, 2017, 「A大学生に教養教育として実施した自殺予防教育とその成果」『山梨県立大学看護学部研究ジャーナル』3: 1-12.
- 総務省統計局, n.d, 「人口推計: 各年10月1日現在人口」(2018年5月1日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&class1=000001011679&econd2=1>).
- 杉岡正典・若林紀乃, 2012, 「大学生を対象とした自殺予防教育に関する基礎的研究」『広島文化学園大学学芸学部紀要』2: 9-15.
- 高橋祥友, 2014, 『自殺の危険——臨床的評価と危機介入 第3版』金鋼出版.
- 田中博晃, 2010, 「KJ法入門——質的データ分析法としてKJ法を行う前に」『外国語教育メディア学会(LET) 関西支部 メソドロロジー研究部会 2010年度報告論集: より良い外国語教育研究のための方法』17-29.
- 東京都教育委員会, 2018, 『SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料』(2018年5月2日取得, http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/02/22/documents/16_02.pdf).
- 内田千代子, 2010, 「21年間の調査からみた大学生の自殺の特徴と危険因子——予防への手がかりを探る」『精神神経学雑誌』112(6): 543-60.
- 湯浅俊夫, 2011, 「特集 SOSの出せない子: あえてSOSを出さない子の心理 いじめの被害者は、なぜ親や先生にそれを隠すのか——いじめと日本の子どもの自尊感情の低さ」『児童心理』65(16): 1341-47.